

第9編

ちゅうがっこう こうとうがっこう
中学校・高等学校
とくべつ し えんがっこうふく
（特別支援学校含む。）等、
そつぎょう ご しゅうしょくじゅん び
卒業後の就職準備のために

就職準備のために

せいかつ ほ ご ほう

せいぎょう ふ じょ

ぎ のうしゅうとく ひ

し きゅう

生活保護法による「生業扶助（技能修得費）」【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている方が、生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校等で技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合、必要な経費（授業料、教科書・教材の購入費、通学費等）を支給します。										
たい 対 象 者	生活保護を受給されている方で、次の①、②の施設いずれかに在学されている方 ① 専修学校 ② 各種学校										
し 支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」 <table><tr><td></td><td>内 容</td><td>支給額</td></tr><tr><td rowspan="2">技能修得費</td><td>授業料、教科書、教材費、資格検定等の費用（ただし同一資格検定等につき一度限り）等</td><td>年380,000円以内</td></tr><tr><td>通学交通費 (通学に必要な最小限度の額)</td><td>実費支給</td></tr></table>				内 容	支給額	技能修得費	授業料、教科書、教材費、資格検定等の費用（ただし同一資格検定等につき一度限り）等	年380,000円以内	通学交通費 (通学に必要な最小限度の額)	実費支給
	内 容	支給額									
技能修得費	授業料、教科書、教材費、資格検定等の費用（ただし同一資格検定等につき一度限り）等	年380,000円以内									
	通学交通費 (通学に必要な最小限度の額)	実費支給									
しん 申 請 時 期 し 支 給 時 期 しん 申 請 手 続	※専修学校等への入学を検討される際は、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にご相談ください。										
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。										
び 備 考	高等学校を卒業された方が直ちに就学する場合については、給付対象となりせん。										

※表中の金額は令和5年3月現在のもので、変更となる場合があります。

就職準備のために

せいかつ ほ ご ほう

せいぎょう ふ じょ

しゅうしょく し たく ひ

し きゅう

生活保護法による「生業扶助（就職支度費）」【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている方が、就職が確定した場合に、その支度に必要な経費（就職のための衣服・靴の購入費等）を支給します。									
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生活保護を受給されている方で、就職が確定された方								
し 支	きゅう 給	がく 額	○生活保護法の「生業扶助」 <table><tr><td></td><td>内 容</td><td>支給額</td></tr><tr><td rowspan="2">就職支度費</td><td>就職のため直接必要な洋服類、靴等の購入費用</td><td>32,000円以内</td></tr><tr><td>初任給が支給されるまでの通勤費（必要やむを得ない場合）</td><td>実費支給</td></tr></table>		内 容	支給額	就職支度費	就職のため直接必要な洋服類、靴等の購入費用	32,000円以内	初任給が支給されるまでの通勤費（必要やむを得ない場合）	実費支給
	内 容	支給額									
就職支度費	就職のため直接必要な洋服類、靴等の購入費用	32,000円以内									
	初任給が支給されるまでの通勤費（必要やむを得ない場合）	実費支給									
しん 申	せい 請	じ 時	※就職が確定されましたら、すぐにお住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にご相談ください。								
し 支	きゅう 給	じ 時									
しん 申	せい 請	て 手									
と 問	あわ 合	さき 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。								
び 備	こう 考										

※表中の金額は令和5年3月現在のもので、変更となる場合があります。

就職準備のために

ぎ のうしゅうとく し きん にゅうしよ し たくきん し きゅう
技能修得資金・入所支度金【支給】

ない 内 容	経済的な理由によって、技能の習得が困難な世帯のお子さんに、技能を修得するために必要な費用を支給します。																
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている世帯のお子さんで、中学校又は高等学校等を卒業後、引き続いて技能修得施設（看護師・准看護師養成所を除く。）に入所される場合で、次の①、②どちらかに該当される方 ① 生活保護を受給されている世帯のお子さん ② 経済的な理由により、技能修得が困難な世帯のお子さん （属する世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍以内） ▶生活保護基準は、お住まいの地域や世帯構成等によって異なります。																
し 支 給 額	<table><tr><td></td><td>施設の種別</td><td>技能修得資金</td><td>入所支度金</td></tr><tr><td>1</td><td>公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）</td><td>月額 5,000円</td><td rowspan="3">55,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>実技学校 （専修学校・各種学校）</td><td>月額24,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>高校形態（高等学校との連携により高等学校卒業資格を得ることができる技能修得施設等）</td><td>月額21,000円</td></tr></table> ※ 生活保護法による生業扶助「技能修得費」（P.91）、「就職支度費」（P.92）及び「高等教育の修学支援新制度」（P.76～77、P.81～82）等、他の類似の制度による給付等を受けられる場合は、支給額を減額することがあります。				施設の種別	技能修得資金	入所支度金	1	公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）	月額 5,000円	55,000円	2	実技学校 （専修学校・各種学校）	月額24,000円	3	高校形態（高等学校との連携により高等学校卒業資格を得ることができる技能修得施設等）	月額21,000円
	施設の種別	技能修得資金	入所支度金														
1	公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）	月額 5,000円	55,000円														
2	実技学校 （専修学校・各種学校）	月額24,000円															
3	高校形態（高等学校との連携により高等学校卒業資格を得ることができる技能修得施設等）	月額21,000円															
しん 申 請 時 期	▶ 1次申請・・・3月中旬 ▶ 2次申請・・・4月中旬 以降は随時受付																
し 支 給 時 期	【技能修得資金】 年3回に分けて支給 第1期分：4月下旬（1次申請分）、5月下旬（2次申請分） 第2期分：8月上旬 第3期分：12月上旬 随時受付分は、その都度支給します。 【入所支度金】 4月から6月の間に全額支給																
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、在学（籍）証明及び収入状況が確認できる書類等を添付して、お住まいの地域の府保健所（P. 2）に提出してください。																
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。																
び 備 考	毎年度申請が必要です。																

就職準備のために

くんれん て あて にゅうこう し たくきん し きゅう
訓練手当・入校支度金【支給】

中学校・高等学校（特別支援学校含む）等、卒業後の就職準備のために

ない 内	よう 容	障害のある方などが、公共職業訓練を受けられる期間、訓練手当等を支給します。 ▶支給対象とならない訓練科があります。																																
たい 対	しょう 象	しゃ 者	身体障害者、知的障害者、精神障害者などの求職者で、公共職業安定所（ハローワーク）で、受講指示を受けられた方																															
し 支	きゅう 給	がく 額	<table><tr><th colspan="3">手当等の種類</th><th>支給額</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">訓練 手当</td><td colspan="2">基本手当</td><td>日額</td><td>3,530～4,310円</td><td rowspan="3">訓練を受ける期間の日数 に応じて支給</td></tr><tr><td rowspan="2">技能習得 手当</td><td>通所手当</td><td>月額</td><td>42,500円以内</td></tr><tr><td>受講手当</td><td>日額</td><td>500円(上限40日)</td></tr><tr><td colspan="2">寄宿手当※</td><td>月額</td><td>10,700円以内</td><td>寄宿する期間の日数に応 じて支給</td></tr><tr><td colspan="3">入校支度金</td><td colspan="2">35,000円</td><td>6ヶ月以上の訓練を受け る新規学卒の障害者の み支給</td></tr></table> ※ 寄宿手当・・・生計を維持していた方が、生計を一にする同居の親族と別居して寄宿し、訓練を受ける場合に支給			手当等の種類			支給額	内 容	訓練 手当	基本手当		日額	3,530～4,310円	訓練を受ける期間の日数 に応じて支給	技能習得 手当	通所手当	月額	42,500円以内	受講手当	日額	500円(上限40日)	寄宿手当※		月額	10,700円以内	寄宿する期間の日数に応 じて支給	入校支度金			35,000円		6ヶ月以上の訓練を受け る新規学卒の障害者の み支給
手当等の種類			支給額	内 容																														
訓練 手当	基本手当		日額	3,530～4,310円	訓練を受ける期間の日数 に応じて支給																													
	技能習得 手当	通所手当	月額	42,500円以内																														
		受講手当	日額	500円(上限40日)																														
	寄宿手当※		月額	10,700円以内	寄宿する期間の日数に応 じて支給																													
入校支度金			35,000円		6ヶ月以上の訓練を受け る新規学卒の障害者の み支給																													
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	入校時																														
し 支	きゅう 給	じ 時	き 期	翌月の15日																														
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類（訓練受講指示書の写し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の写し）等を添付して、訓練を受ける施設に提出してください。 ▶申請書は、施設で配布しています。																														
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。																														
び 備	こう 考	公共職業訓練を受けられる施設 府内の施設・・・各府立高等技術専門校、ポリテクセンター京都 等 府外の施設・・・国立・県立障害者職業能力開発校 等																																

就職準備のために

しょうがいしゃとうしよくば てきおうくんれん て あて
障害者等職場適応訓練手当【支給】

ない 内 容	障害のある方などが、職場適応訓練を受けられる期間（上限あり）、訓練手当を支給します。 ※ 職場適応訓練とは、障害のある方などが実際の職場で作業について訓練を行い、それによって作業環境や職場環境に適応することを容易にさせることを目的として実施される訓練です。								
たい 対 象 者	身体障害者、知的障害者、精神障害者などの求職者で、公共職業安定所（ハローワーク）で、受講指示を受けられた方								
し 支 給 額	<table><tr><th colspan="2">訓練の種類・訓練期間</th><td rowspan="3">○基本手当 日額 3,530円～4,310円 ○技能習得手当 受講手当 日額 500円（上限40日） 通所手当 月額 42,500円以内</td></tr><tr><td>1</td><td>一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内</td></tr><tr><td>2</td><td>短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内</td></tr></table>		訓練の種類・訓練期間		○基本手当 日額 3,530円～4,310円 ○技能習得手当 受講手当 日額 500円（上限40日） 通所手当 月額 42,500円以内	1	一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内	2	短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内
訓練の種類・訓練期間		○基本手当 日額 3,530円～4,310円 ○技能習得手当 受講手当 日額 500円（上限40日） 通所手当 月額 42,500円以内							
1	一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内								
2	短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内								
しん 申 請 時 期	随時								
し 支 給 時 期	1 一般職場適応訓練・・・1ヶ月終了後、 2 短期職場適応訓練・・・訓練終了後、 実施状況報告書の提出をされた日の翌月								
と あ わ さ き 問 い 合 せ 先	くわしくは、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。								
び 備 考									

就職準備のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修業資金」「就職支度資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、就職又は事業を開始するために必要な資金をお貸しします。
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、「修業資金」又は「就職支度資金」が必要なお子さんを扶養されている方 1 修業資金・・・事業を開始又は就職するために必要な知識技術を習得するための資金 2 就職支度資金・・・就職するために必要な衣服、靴など身の回り品を整えるための資金
かし 貸 付 額	1 修業資金 月額 68,000円以内 2 就職支度資金 1回につき 100,000円以内
しん 申 請 時 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。 お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
へん 返 済 時 期	1 修業資金 知識技能習得から1年経過後 2 就職支度資金 貸付日から1年措置期間後
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～⑧の証明を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③ 印鑑登録証明書 ④ 扶養の事実についての証明書 ⑤ 所得を証明する書類 ⑥ 在学（籍）証明書 ⑦ 施設案内や払込通知等、履修年限や必要経費が明らかになるもの （高校3年生で自動車免許取得の場合は、就職内定と自動車免許が必要であることを学校長が証明したもの） ⑧ 所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。
び 備 考	

※表中の金額は令和5年3月現在のもので、変更となる場合があります。

かんごしとうしゅうがくしきん 看護師等修学資金【無利子貸付】

ない 内 容	看護師等の養成施設に在学されており、将来、京都府内の医療機関への就職を考えておられる方で、経済的な理由によって就学が困難な方に修学資金をお貸しします。		
たい 対 象 者	保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学されている方で、養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに京都府内の医療機関で看護師等の業務に従事しようという意思を有する方 ※他の奨学金制度を利用されている場合は、この制度を受けられない場合があります。くわしくは、下記の問い合わせ先におたずねください。		
かし 貸 付 額	課 程	国・公立養成施設在学学生	私立養成施設在学学生
	保健師・助産師・看護師 (5年一貫の4、5年生)	月額 32,000円	月額 36,000円
	准看護師 (5年一貫の1～3年生)	月額 15,000円	月額 21,000円
しん 申 請 時 期	毎年4月～5月		
かし 貸 付 時 期	年4回(7月、9月、12月、3月)		
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を添付し、在学されている養成施設に提出してください。(ただし、京都府外の養成施設に在学されている方は、京都府庁健康福祉部医療課まで直接提出してください。) ① 在学証明書兼推薦書 ② 所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書 ③ 京都府看護師等修学資金申請調書 ▶用紙は、府内の養成施設又は京都府ホームページで入手できます。		
れん 連 帯 保 証 人	2名(うち1名は京都府内に居住されている方)		
へん 返 済 期 間	一括払い又は貸与を受けた期間内に分割払い		
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁健康福祉部医療課(TEL075-414-4746又は4754)にお問い合わせください。		
び 備 考	次の要件をすべて満たされた場合は、 全額返還免除 が受けられます。 ・養成施設の卒業日から1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに京都府内の返還免除対象施設※に就業し、引き続き5年間看護師等として従事された場合 ※ 返還免除対象施設 (R5.3.31時点 ※就職時点で、内容が変更されている場合があります。) ・京都府北部地域(綾部市以北)のすべての病院 ・200床未満の病院 ・精神病床が全体の80%以上の病院 ・診療所 ・重度心身障害児施設 ・旧国立療養所 ・訪問看護事業所 ・介護老人保健施設・介護医療院		

かい ご ふく し し とうしゅうがく し きん む り し かしつけ
介護福祉士等修学資金【無利子貸付】

ない 内	よう 容	介護福祉士等の養成施設に在学（入学しよう）とされており、将来、京都府内の福祉施設で就職を考えておられる方で、経済的な理由によって就学が困難な方に修学資金等をお貸しします。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	介護福祉士又は社会福祉士の指定養成施設に在学（入学）し、卒業後、京都府内の福祉施設において介護福祉士又は社会福祉士として業務に従事しようとする方 ※他の奨学金制度を利用されている場合は、この制度を受けられない場合があります。くわしくは、下記の問い合わせ先におたずねください。	
かし 貸	つけ 付	がく 額	1 修学資金 月額 50,000円以内 2 入学準備金 200,000円以内 3 就職準備金 200,000円以内（働きながら就学される方を除く。） 4 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000円以内（介護福祉士養成施設に在学する方に限る。 生活保護受給世帯等の方には、上記の貸付額に別途、生活費加算があります。	
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	毎年4月～5月
かし 貸	つけ 付	じ 時	き 期	年2回（4月、10月）
しん 申	せい 請	て 手	つづき 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～④の証明を添付し、在学されている養成施設に提出してください。（生活保護受給世帯の高校生等が申請する場合には、京都府社会福祉協議会への申請となります。） ① 学校成績証明書 ② 住民票記載事項証明書 ③ 所得を証明する書類（申請者が未成年の場合は連帯保証人のもの） ④ その他必要な書類 ※生活保護受給世帯の方は、別途必要な書類がありますので、京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
れんたい 連帯	ほ 保	しょうにん 証人	2名（うち1名は法定代理人）	
と 問	あわ い	さき 合	せ先	くわしくは、各養成施設もしくは京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
び 備	こう 考	次の要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。 ・養成施設の卒業日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録し、京都府内の福祉施設において介護福祉士又は社会福祉士として対象となる業務に5年間従事された場合		

※表中の貸付額等は令和5年3月現在のもので、変更となる場合があります。

ほ いく し しゅうがく し きん む り し か し つ け 保育士修学資金【無利子貸付】

ない 内 容	保育士の指定養成施設に在学（入学しよう）とされており、将来、京都府内の保育所・認定こども園等で就職を考えておられる方で、学業優秀で、かつ、家庭の経済状況等から就学が困難な方に修学資金等をお貸しします。
たい 対 象 者	保育士の指定養成施設に在学（入学）し、卒業後、京都府内の保育所、認定こども園等において保育士として保育業務に従事しようとする方 ※他の奨学金制度を利用されている場合は、この制度を受けられない場合があります。くわしくは、下記の問い合わせ先におたずねください。
し 支 給 額	1 修学資金 月額 50,000円 2 入学準備金 200,000円 3 就職準備金 200,000円（働きながら就学される方を除く。） 生活保護受給世帯等の方には、上記の貸付額に別途、生活費加算があります。
しん 申 請 時 期	養成施設入学後（くわしくは、各養成施設におたずねください。）
し 支 給 時 期	年2回（4月、10月）（初年度の1回目は6月）
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～④の証明を添付し、在学されている養成施設に提出してください。（生活保護受給世帯の高校生等が入学前に申請する場合には、京都府社会福祉協議会への申請となります。） ① 学校成績証明書 ② 住民票記載事項証明書 ③ 所得を証明する書類 ④ その他必要な書類 ※生活保護受給世帯の方は、別途必要な書類がありますので、京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
れんたい 連帯保証人	2名（うち1名は法定代理人）
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
び 備 考	次の要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。 ・養成施設の卒業日から1年以内に保育士として登録し、京都府内の保育所・認定こども園等において保育士として保育業務に5～10年間従事された場合